

福岡県公報

令和元年五月十七日
第 四 号
増 刊
①

目 次

再 掲

○福岡県財務規則の一部を改正する規則

(会計管理局会計課) …………… 一

再 掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号) 第三条において準用する同
条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年五月七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第一号

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。
○
第百五十二条の二及び第百五十三条第一項中「百分の七十から百分の九十まで」を「
百分の七十五から百分の九十二まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。